



# 経営者が知っておくべき BOIに関する知識

【前編】BOI奨励事業になるには

タイ投資委員会事務局  
Office of the Board of Investment

アチャラー・スントンクルット  
戦略・企画部  
部長

2018年8月29日

# 講演概要

## 【前編】 BOI奨励事業になるには

- 1) 現在の投資奨励方針・措置
- 2) BOIプロジェクトの認可基準
- 3) 投資奨励申請から奨励証書発給までの手続き

## 【後編】 BOI奨励事業になってから

- 4) 奨励証書発給後の手続き
- 5) 各種恩典の利用

1

# 現在の投資奨励方針・措置

# BOI投資奨励恩典の枠組み

## 事業に基づく

- ・ 農業・バイオ・医療機器産業
- ・ 先進製造業
- ・ 基礎・裾野産業
- ・ 高付加価値サービス
- ・ 創造・デジタル産業



## 技術に基づく

- ・ バイオ・テクノロジー
- ・ ナノ・テクノロジー
- ・ 先端素材テクノロジー
- ・ デジタル・テクノロジー



## メリットに基づく

- ・ 研究開発 (R&D)
- ・ 教育・研究機関や技術・人材開発基金の支援
- ・ 知的財産ライセンス料
- ・ 高度技術研修
- ・ ローカルサプライヤーの開発
- ・ 製品・包装のデザイン

## 立地に基づく

- ・ EEC 3 県
- ・ SEZ 10 県
- ・ 南部国境地域 (4 県 4 郡)
- ・ 低所得 20 県
- ・ 工業団地・工業地区
- ・ 科学技術開発区 (Science Park, Food Innopolis, Space Krenovation Park: SKP)

## アジェンダに基づく

- ・ 生産効率の向上
- ・ MAI上場の支援
- ・ SMEs 支援
- ・ 小規模・地域社会企業の支援

# BOIの投資奨励恩典

## 政策

外資100%の  
株式保有が可能

現地調達条件なし

輸出条件なし

外貨送金の制限なし

## 税制上の恩典

機械輸入税・輸出用製品や研究開発用に輸入された原材料や必要資材の輸入税の減免

法人所得税を最長13年間免除

最長10年間法人所得税を50%  
減税

最長10年まで純利益から  
投資済金額の最高70%に  
相当する投資額を控除  
(ITA: Investment Tax Allowance)

### 業種に基づく恩典

7カ年投資奨励戦略 (2015-2021年)  
に基づき、対象産業に対し、  
法人所得税を最長8年間免除

### 技術に基づく恩典

コアテクノロジー・研究開発を対象に  
法人所得税を最長13年間免除

### 競争力強化のための措置

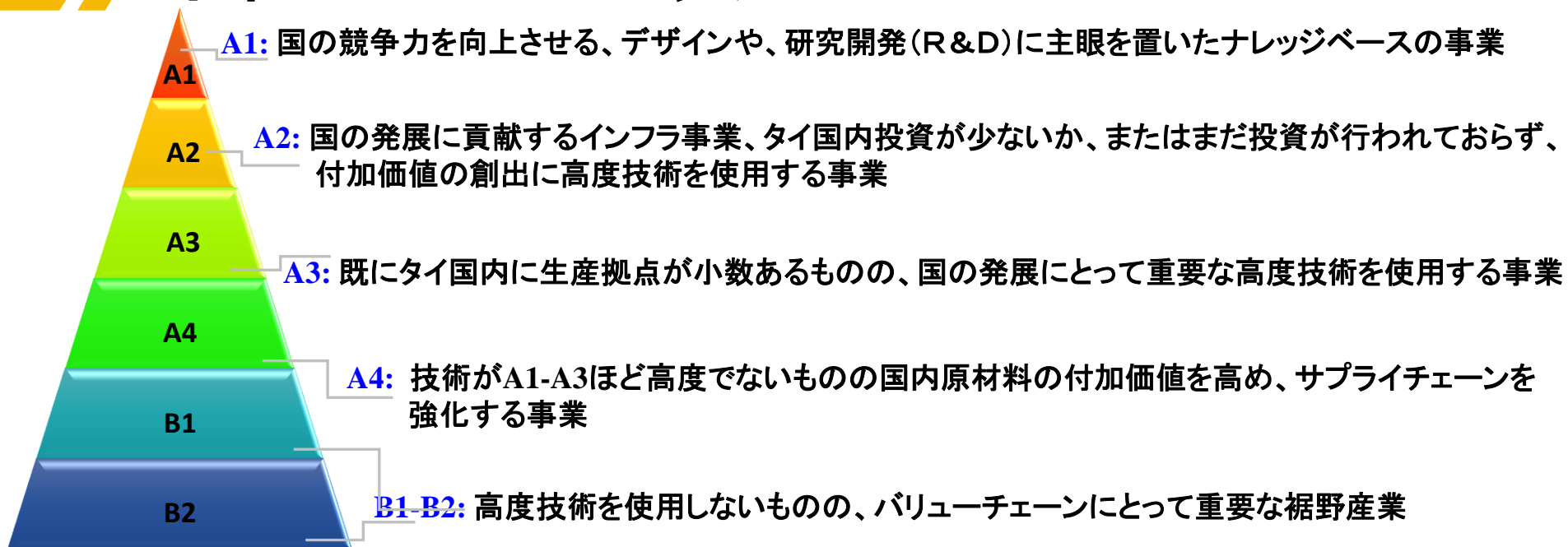
- 新技術への投資・影響力の高い投資に対し  
法人所得税を最長15年間免除
- 研究開発、人材育成、技術革新に対し、助成金の交付

## 税制以外の恩典

土地の所有権

ビザ・  
ワークパーミットの  
取得支援

# 業種に基づく恩典



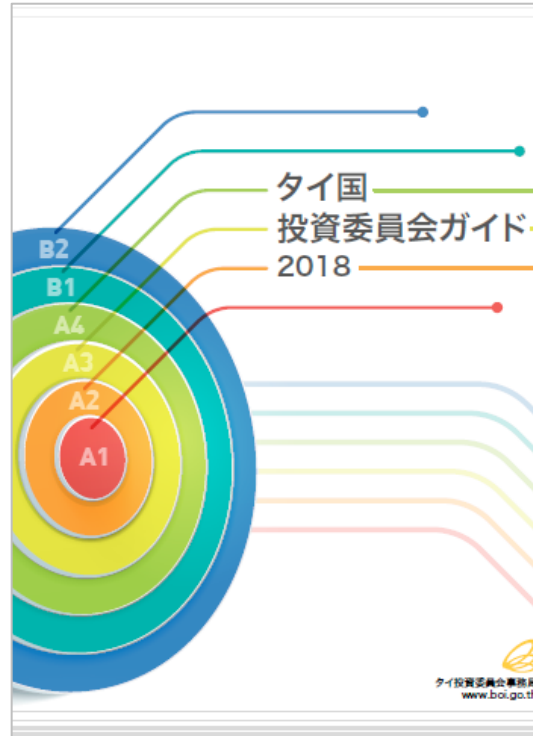
	法人所得税の免除	機械の 輸入税免除	輸出製品用の原材料・部品の輸入税の免除	税制以外の恩典
A1	8年(上限なし) + Merit	✓	✓	✓
A2	8年 + Merit	✓	✓	✓
A3	5年 + Merit	✓	✓	✓
A4	3年 + Merit	✓	✓	✓
B1	0年 + Merit (一部の事業)	✓	✓	✓
B2	-	-	✓	✓

# 投資奨励対象業種

## 8類の対象業種

1. 農業および農産品
2. 鉱業、セラミックス、基礎金属
3. 軽工業
4. 金属製品、機械、運輸機器
5. 電気・電子機器産業
6. 化学工業、紙およびプラスチック
7. サービス、公共事業
8. 技術及びイノベーション開発業種

270種  
以上



業種	業種	業種	業種
1 期 農業および農産品	2 期 鉱業	3 期 軽工業	4 期 金属製品、機械、運輸機器
5 期 電気・電子機器産業	6 期 化学工業、紙およびプラスチック	7 期 サービス、公共事業	8 期 技術及びイノベーション開発業種

各対象業種の  
 • 条件 & 恩典  
 • 担当部署

# 技術に基づく投資のための税制上の恩典

タイ国が国家の総合的競争力と産業の底上げを可能にするコアテクノロジー開発への投資に対する追加恩典。プロジェクトは委員会が指定する教育・研究機関との連携による技術移転をしなければならない（例：テクノロジー・リサーチ・コンソーシアム）

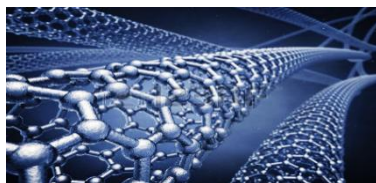
## 法人所得税を10年間免除

### ターゲットコアテクノロジー

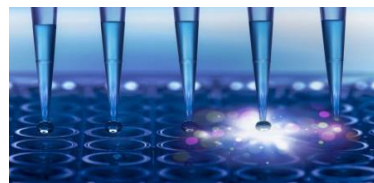
バイオ・テクノロジー



ナノ・テクノロジー



先端素材テクノロジー



デジタル・テクノロジー



### 対象サービス

第2～6項は委員会が承認した高度技術利用プロジェクトにのみ適用

1. 研究開発 (R&D)
2. 職業訓練施設 (S&T (科学・技術分野) のみ)
3. 電子設計
4. エンジニアリング・デザイン
5. 科学試験サービス
6. 校正サービス



# 技術に基づく恩典 (Technology based)

<b>Biotechnology</b>	<b>Advanced Material Technology</b>
Cell Culture / Tissue Engineering Technology	Advanced Catalyst Technology
Gene and Molecular Technology	Composite Materials Technology
Genetic Engineering Technology	Functional Materials Technology
Omics Technology	Photonics & Optical Technology
Biodegradable Materials Technology	Printed Electronics and Organic Electronics
Bioinformatics	Advanced Materials Forming Process
Advanced Bioprocessing Technology	Materials Characterization Technology
Bio-Analytical Technology	Energy Storage
Biomaterial Production Technology	<b>Digital Technology</b>
<b>Nanotechnology</b>	Big Data Analytics Technology
Drug Delivery System	Decentralized Sequential Transaction Database
Nano-encapsulation	Human Computer Interaction Technology / Brain Computer Interface
Nanofiber Technology	Internet of Things Technology
Nanomaterials Syntheses	Natural Language Processing Technology
Membrane Technology	Virtual & Augmented Reality Technology
Adsorption Technology	Digital Engineering and Manufacturing Technology
Nano-characterization and Testing	Software Testing Technology
Nanostructure Fabrication	Embedded Technology
Surface Coating/Engineering Technology	Smart Grid
	Wearable Technology
	Artificial Intelligence Technology
	Sensor Technology
	Automation Technology
	Robotics Technology

# 技術に基づく投資のための税制上の恩典

研究開発事業、バイオテクノロジー事業(研究開発を含む事業に限る)、研究開発関連の試験に対する「研究開発と関連試験に使用するために輸入する物品の関税免除」の恩典付与のガイドライン:

- 研究開発または関連する試験に使用する物品  
例: 試作材料、化学薬品、動植物
- 関税免除期間は1回1年とし、毎年延長可



# メリットに基づく恩典

## 投資・費用の種類

免税上限の追加額  
(投資・費用に対する%)

1. 自社、国内での外注、海外の機関と共同  
で実施する研究開発

300%

2. 技術・人材開発基金、教育機関、専門分野  
の訓練センター、研究機関、科学技術分野  
の政府機関に対する支援

100%

3. 国内で開発された技術の使用ライセンス料

200%

4 高度技術研修、IoTなどのデジタル分野に  
おける研修も含む

200%

5. タイ資本比率が51%以上の国内サプライヤー  
(Local Supplier)に対する高度技術研修および  
技術的なアドバイス

200%

6. 自社、国内での外注による製品・包装の  
デザイン

200%

投資・費用の割合に応じた  
追加恩典は以下の通り

最初の3年間の  
総売上高に  
対する投資・費用

追加  
法人税  
免除期間

1%または  
2億バーツ

1  
年間

2%または  
4億バーツ

2  
年間

3%または  
6億バーツ

3  
年間

# 立地に基づく恩典

## ①地方分散への追加恩典 (1/2)

### 投資奨励地域に指定された 一人当たり所得の低い20県 :

- ガラシン
- ヤソトン
- チャイヤプーム
- ローイエット
- ナコンパノム
- シーサケート
- ナーン
- サコンナコン
- ブンカーン
- サケオ
- ブリラム
- スコータイ
- プレー
- スリン
- マハーサラカム
- ノーングブアラムプー
- ムックダーハーン
- アムナートジャラーン
- メーホンソーン
- ウボンラッチャタニー

特別奨励措置で奨励される南部国境県  
及び特別経済開発区を除く



# 立地に基づく恩典

## ①地方分散への追加恩典 (2/2)

### 一人当たり所得の低い20県に立地する場合の恩典

- 法人所得税免除の3年間追加だが、すでに8年間法人税免除が付与されるグループA1およびA2の業種はその代わりに、5年間の法人所得税50%減税する。
- 輸送費、電気代、水道代の2倍までを10年間控除できる。
- インフラの設置、建設費の25%を控除できる。

## ②工業用地開発への追加恩典

### 工業団地または奨励されている工業区に立地する

- 法人所得税免除の1年追加。

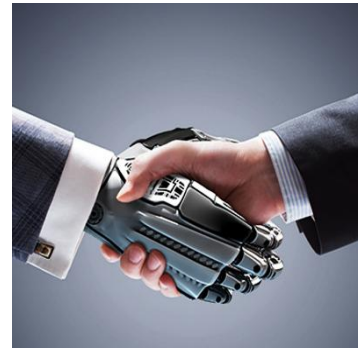


# 生産効率を向上させるための投資促進措置

下記の活動へ投資する既存企業へ3年間の法人所得税免除を付与



省エネルギー、  
代替エネルギー使用、  
環境影響の軽減のための  
機械の差替えまたは  
機械のアップグレード



自動化・デジタル化等、  
生産効率向上のために  
既存生産ラインの機械  
差替えまたは機械の  
アップグレード

研究開発および  
エンジニアリング  
デザイン



持続可能性認証または  
国際的農産業基準の取得



# 生産効率を向上させるための投資促進措置の条件および恩典

## 対象

- 既に操業している事業が対象で、被奨励事業か否かを問わない。
  - 奨励されていない事業の場合は、申請時に投資委員会が発表した投資奨励対象業種に該当する事業であること。
  - 既存の被奨励事業が本措置の下で奨励を申請することができるのは、法人所得税の免除または減税期間終了後、もしくは法人所得税免除の恩典が付与されていない事業である。
- 土地代および運転資金を除く投資金額が、100万バーツ以上であること。中小企業(SMEs)の場合は50万バーツ以上。

## 恩典

- 機械の輸入関税を免除する。
- 法人所得税を3年間免除する。ただし、生産効率向上のための投資金額(土地代および運転資金を除く)の50%を上限とする。なお、既存事業からの収入を、法人所得税免除対象の収入とする。又、自動化における投資金額の30%以上がタイ国内の自動化機械製造産業に寄与する場合、法人所得税除の上限を100%とする。
- 法人所得税の免除期間は、奨励証書発給後、収入が発生した日からとする。

## 条件

- 奨励証書発行日より3年以内にプロジェクトを完成しなければならない。
- 単位の直接原価の削減、産出高(Yield)の増加、廃棄物量の削減、などの指定された評価指標の条件を満たすこと。
- 2020年12月30日までに申請をしなければならない。

# EECにおけるBOIの投資奨励措置

下記の条件を満たすEECにおける投資プロジェクトに対し、**追加恩典パッケージ** (法人所得税の免除・減税期間の追加) を付与する

- ✓ 指定された事業
- ✓ 指定された地域に立地
- ✓ 教育機関との連携教育プログラムを有する



# EECにおけるBOIの特別なパッケージの指定地域

## 1. 特定産業のための地区 (EECによって発表された)

- 東部経済回廊イノベーション地区: **EECi** (科学技術省の下) \*
- デジタルパーク・タイランド: **EECd** (デジタル経済社会省の下)
- EEC東部航空都市: **EEC-A**

## 2. ターゲット産業のための指定地区 (EECによって発表された)

- Sカーブのターゲット産業を中心とする指定された21カ所の地区

## 3. EEC におけるその他の工業団地 + 工業区

\* 指定されたサイエンスパーク (Science Park) に臨時入居を許可する。  
ただし、2023年12月23日までにEECiに移転しなければならない。

# EECパッケージの対象事業

EECにおける  
ターゲット産業

Sカーブ産業



S&T (科学技術分野)  
をサポートする事業



基礎インフラ

合計 **117** 種類

## 新規Sカーブ5産業



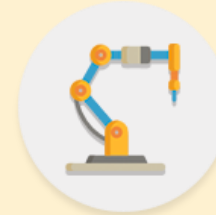
バイオ燃料&  
バイオケミカル



デジタル経済



医療ハブ



自動化機械  
& ロボット



航空 & 物流

## 既存のSカーブ5産業



農業 & バイオ  
テクノロジー



スマート  
電気機器



高品質で豊かな  
観光・医療  
ツーリズム



次世代自動車



未来のための  
食品

# EECにおけるBOIの特別なパッケージの指定地域

1

特定産業のための  
地区 (EECi, EECd,  
EEC-A)

3

EECにおける  
その他の工業  
団地 + 工業区



ターゲット産業  
のための指定地区  
(合計 21カ所)

2

チャチュンサオ - TFD 2

チョンブリ 合計 12カ所

- Yamato Industries
- Amata city 1-2
- Pinthong 1-5
- Hemaraj Chonburi 1-2
- Hemaraj eastern sea board 2-3

ラヨーン 合計 8カ所

- Smart Park
- Hemaraj eastern sea board 1,4
- Hemaraj west (Map Ta Phut)
- Eastern sea board (Rayong)
- Hemaraj Rayong 36
- Amata city
- CP Rayong

# EECにおける投資奨励恩典

	基本パッケージ		EEC パッケージ
EECi、EECd、 EEC航空都市	特定のターゲット産業 10 年間 8 年間 5 年間	➔	13 年間 12 年間 7 年間 + 50% (5 年間)
	その他のターゲット産業		基本恩典 + 50% (3 年間)
特定のターゲット 産業のための地区	特定のターゲット産業 10 年間 5 - 8 年間	➔	12 年間 基本恩典 + 50% (5 年間)
	その他のターゲット産業		基本恩典 + 50% (3 年間)
EECにおけるその 他の工業団地/ 工業地区	全てののターゲット産業 10 年間 5 - 8 年間	➔	11 年間 基本恩典 + 50% (3 年間)

# 教育/研究機関との協力

申請者は教育機関または研究機関との、科学・技術分野における人材開発のための協力をしなければならない。教育機関との協力プログラムの例は下記である。

**WiL**

職業統合学習 - 官民パートナーシップ (PPP) による教育機関と民間セクター間の共同教育サービスの提供

**DVT**

デュアル職業訓練 - 学生が実務経験を得るための効率的なカリキュラム、訓練、試験評価方法を作るための職業教育機関による民間企業との協定

**CoE**

共同教育 - (大学・専門学校卒業生向け) 学校教育と職業実務経験を組み合わせた構造的メソッド。構造的実務経験に対する学科の履修単位の付与

**EEC**

東部経済回廊における特別な職業教育プロジェクト  
(「サッタヒーブ・モデル」から進化)

# EECにおけるBOIの特別なパッケージのための手続き

## 手続き

一般のBOI申請書を提出

(2018年1月1日から2019年12月30日まで)



2019年12月30日までに  
EECパッケージ特典  
の申請書を提出



関連機関との協力の証拠は  
BOI検査のため、  
BOI奨励証書発給後5年以内に  
提出しなければならない

## 必要書類

**注意事項:** 企業は先に一般のBOI奨励政策の下の  
特典のために申請し、後からEEC政策の下の追加  
特典のために申請書を提出することが可能。  
ただし、2019年12月30日に過ぎないこと。

- EEC申請書  
(教育/研究機関との協力プランの詳細)
- 教育/研究機関との覚書 (MOU) または協力契約

覚書 (MOU) または契約による成果/結果の証拠、  
例: 専門訓練の学生登録書類 (WiL/DVT/CoE)、  
研究開発の成果のレポート等



2

# BOIプロジェクトの認可基準

# プロジェクト認可の一般基準

会社、財団、または協同組合である  
(個人名での申請が可能)

最低投資金額  
(土地代と運転資金を除く)が  
100万バーツ以上  
(ナレッジベースサービス事業の場合は  
年間人件費が150万バーツ以上)

負債:登録資本金の比率が3:1以内

付加価値が20%以上  
(農産業/電子産業/コイルセンター  
の場合は10%以上)

近代的な製造工程:  
タイ国内で使用された機械の  
使用を禁止

ISO取得条件

外国人の持ち株基準

環境影響への予防・EIA

プロジェクト可能性調査報告書  
(Feasibility Study)  
(投資金額が  
7億5000万バーツ超の場合)

+ その他基準



# 一般事業の投資金額

条件: 土地代と運転資金を除いた投資金額が100万バーツ以上

	新規プロジェクト	拡張プロジェクト
建物の建築費／ 3年超の賃料	○	○
機械費	○	○
機械の設置費／ 試運転費	○	○
操業前費用	○	X
その他資産	○	X
土地代	X	X
技術料 (特許、著作権、 ノウハウ、商標、 製造権など)	X	X
運転資金	X	X

# ナレッジベースサービス事業の投資金額

条件：指定分野の person 費が年間 150万バーツ以上

ナレッジベースサービス事業	指定分野の人員
創造的な製品設計・開発サービス	創造的な製品設計・開発担当者
マイクロエレクトロニクス of 設計 / 組み込みシステム設計	電子設計人員
ソフトウェア事業	情報技術開発担当者
研究開発	研究開発人員
エンジニアリングデザインサービス	エンジニアリングデザイン人員

# 負債：登録資本金の比率 (D/E)

負債 (Debt) : 登録資本金/自己資本(Equity) ➡ 3 : 1以内

## 新規プロジェクトの場合

(割合)

投資金 = 4

資本金 = 1

借入金 = 3



総投資金額	10,000,000	バーツ
最低登録資本金	2,500,000	バーツ
負債(借入金)	7,500,000	バーツ
D : E	3/1	

← 25%

※拡張プロジェクトの場合はケースバイケースで検討する。

# 付加価値

## 一般の製造業

- 収入の20%以上の付加価値を有すること。

## 農業および農産品事業、電子および部品事業、コイルセンター事業

- 収入の10%以上の付加価値を有すること。

**数式** (3年目の金額で計算)

$$= \frac{\text{収入} - \text{原材料費} - \text{公共料金}}{\text{収入}} \times 100$$

## サービス事業

- 付加価値を計算しない。

# 付加価値の計算(例)

	1年目	2年目	3年目
収入	500	800	1,000
原材料費	250	400	500
減価償却	100	100	100
公共料金	50	80	100
その他費用	50	50	100



$$\text{付加価値} = \frac{(1,000 - 500 - 100)}{1,000} \times 100 = 40\%$$

# 機械使用に関する検討基準

## 一般の場合

	機械の種類	プロジェクトでの使用	Capに算入する (法人税免除の 特典が付与される 場合のみ)	機械の 輸入関税 免除	条件
1.	新しい機械	✓	✓	✓	
海外からの中古機械					
2.	5年以下の中古機械	✓	✓	✗	機械の能力証明書 (機械リストを申請 すると同時に提出。)
3.	5年超、10年以下の 中古機械	✓	✗	✗	
4.	海運輸送 航空輸送 及び金型	✓	✓	✓	適切である場合、 10年超の中古機械の 使用も認められる

# 機械使用に関する検討基準

## 海外の生産拠点をタイに移転する場合

	機械の種類	プロジェクトでの使用	Capに算入する (法人税免除の恩典が 付与される場合のみ)	機械の 輸入関税 免除	条件
1.	新しい機械	✓	✓	✓	
<b>海外からの中古機械</b>					
2.	5年以下の中古機械	✓	✓	✗	<b>機械の能力証明書</b> (投資奨励の申請、 そして機械リストの 申請をすると同時に 提出。)
3.	5年超、10年以下の中 古機械	✓	✓ (機械の帳簿価額 の50%)	✗	
4.	10年超の中古機械	✓	✗	✗	
5.	海運輸送 航空輸送 及び金型	✓	✓	✓	適切である場合、 <b>10年超</b> の中古機械の 使用も認められる

# 中古機械の機械能力証明書

## 必要項目

- 1 修復の状態または能力の残存期間の分析
- 2 製造年
- 3 試運転の結果
- 4 環境への影響、安全性、およびエネルギー消費量の検査報告
- 5 機械の適切な価格評価 \*\*
- 6 検査結果の報告、および検査の日と場所

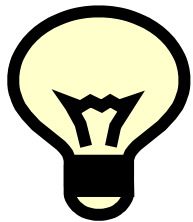
注： \* 信頼に足る機関より、能力証明書を取得しなければならない。

- \*\* 1) 別途で提出可能。  
2) 以下の場合、機械の適切な価格評価が必要無し。
- 一般の場合： 5年超、10年以下の中古機械
  - 生産拠点を移転する場合： 10年超の中古機械



# ISO条件

- 投資金額(土地代および運転資金を除く)が 1,000万バーツ以上 のプロジェクトは、操業開始期限日より2年以内にISO9000、またはISO14000、またはその他相当する国際規格を取得すること。
- 取得ができない場合、法人所得税免除恩典を1年間取り消される。



法人所得税免除恩典が付与される  
プロジェクトのみに適用する。

# 外国人の持ち株基準

- 1999年外国人事業法のリスト1に示される業種におけるプロジェクトは、タイ国籍者が登録資本金の51%以上の株式を保有しなくてはならない。
  - リスト1の例： テレビ放送、農業、畜産、漁業、木材・タイ薬草加工、土地売買 など
- 1999年外国人事業法のリスト2およびリスト3に示される業種におけるプロジェクトは、外国人が過半数または全数の株式を保有することを認める。ただし、他の法律で別途定められた場合を除く。
  - リスト2の例： 国家の安全、芸術伝統、民芸品、資源、環境に影響を与える事業。
  - リスト3の例： 会計、法律、エンジニアリング、建築、小売・卸売、食品販売 など

## まとめ

- 製造業には外国人が過半数あるいは100%出資可能である。
- 一部のサービス事業において外資過半数あるいは100%出資を認める。

3

# 投資奨励申請から 奨励証書発給までの手続き

# 投資奨励申請手続きについて



# 投資奨励申請手続きについて

申請書  
提出

担当官と  
の面談

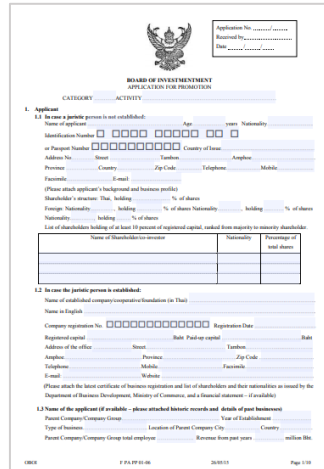
プロジェクト  
審査

審査結果  
の通知

奨励受理  
の回答

奨励証書  
の発給

書面で申請



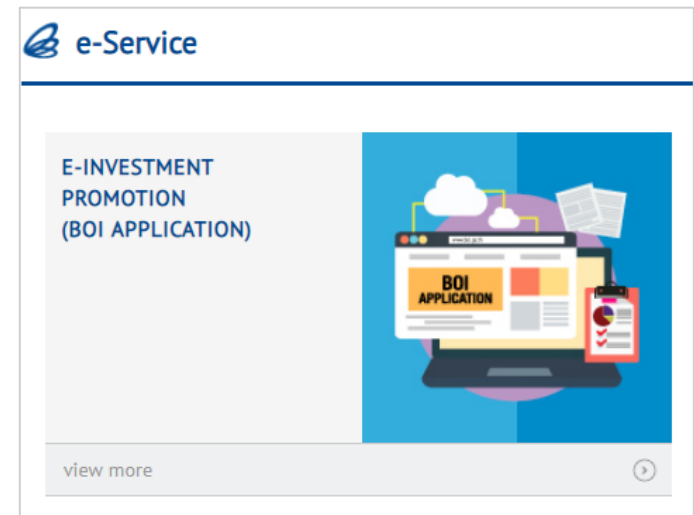
- [www.boi.go.th](http://www.boi.go.th)でダウンロード
- タイ語、または英語で記入



- 投資促進第1-5部
- タイ国内地方事務所
- 海外事務所（東京、大阪）

オンラインで申請

[www.boi.go.th](http://www.boi.go.th)  
> e-Services  
> e-Investment  
Promotion System



# よくある質問

Q: BOI申請時点で現法設立は必要か？  
個人での申請は可能なのか？

A: ▪ 申請時点では法人の設立は不要で、  
個人名での申請が可能。  
▪ 奨励証書発給前までに法人設立は  
必要。実務的には同時並行で手続きを  
進めるのがベター。

# 投資奨励申請手続きについて

申請書  
提出

担当官と  
の面談

プロジェクト  
審査

審査結果  
の通知

奨励受理  
の回答

奨励証書  
の発給

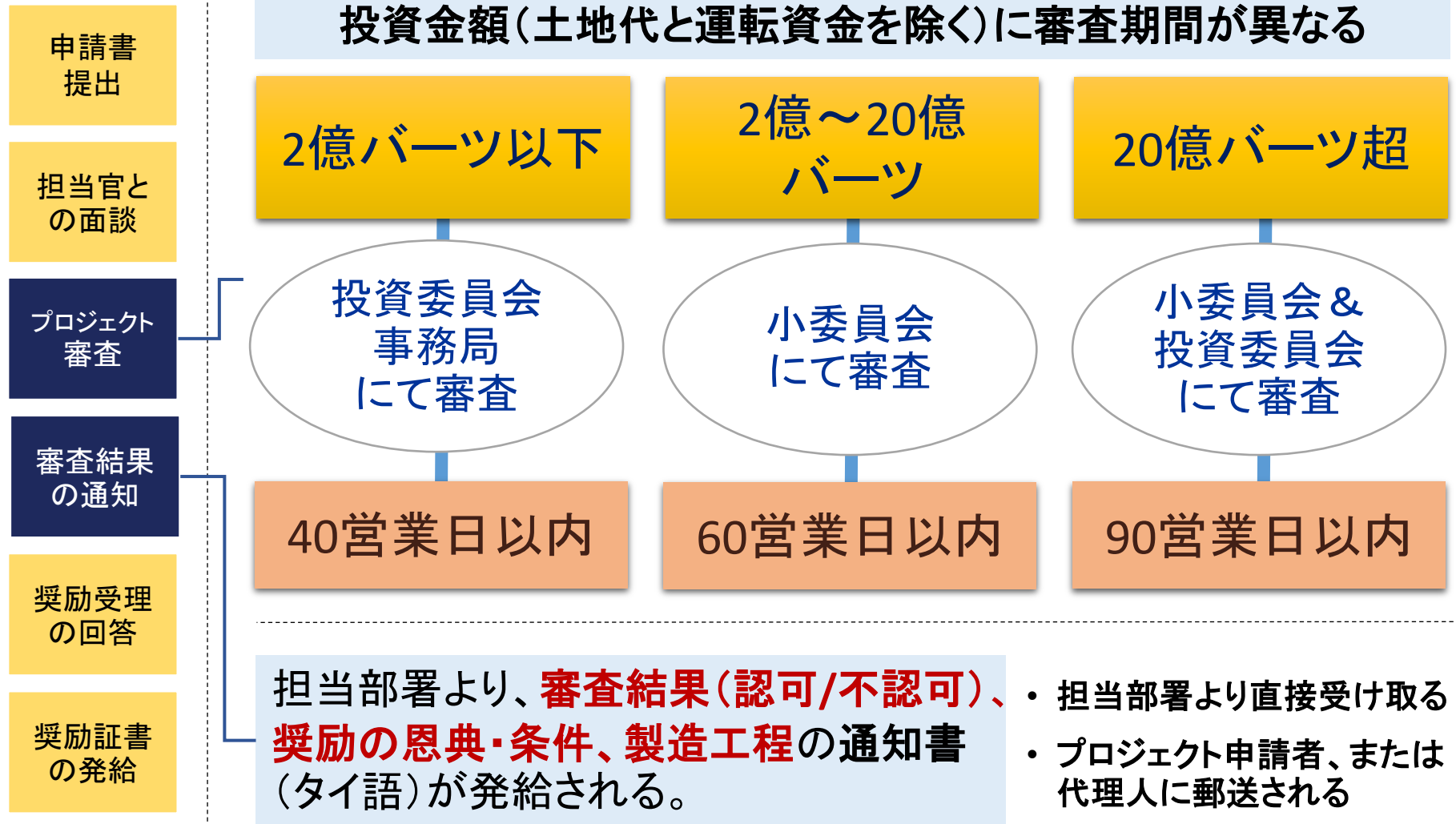
## 担当官との面談（プロジェクトインタビュー）

- 申請書類提出より10営業日以内に行う  
（1～5の投資促進部の担当官に要連絡）
- 面談でよくヒアリングされる内容
  - ✓ 申請者（会社）の現在の事業内容
  - ✓ 投資金額の内訳
  - ✓ 製品の詳細
  - ✓ 製造の工程・技術
- 技術者も同行することが望ましい



# 投資奨励申請手続きについて

投資金額(土地代と運転資金を除く)に審査期間が異なる





# 投資奨励申請手続きについて

申請書  
提出

担当官と  
の面談

プロジェクト  
審査

審査結果  
の通知

奨励受理  
の回答

奨励証書  
の発給

通知書を受け取ってから、  
必ずその内容を確認する

奨励認可通知受領日より**1ヶ月以内**に  
奨励受理回答をすること

書面で回答  
(奨励受理回答書式を  
総務部に提出)

オンラインで回答  
(e-Investment)  
※オンラインで申請する場合のみ

3回まで延長が可能  
(1回につき1ヶ月)

# 投資奨励申請手続きについて

申請書  
提出

担当官と  
の面談

プロジェクト  
審査

審査結果  
の通知

奨励受理  
の回答

奨励証書  
の発給

(個人名で申請した場合)  
この時点までにタイ法人設立の必要あり

奨励受理回答日より**6ヶ月以内に**  
奨励証書を発給こと

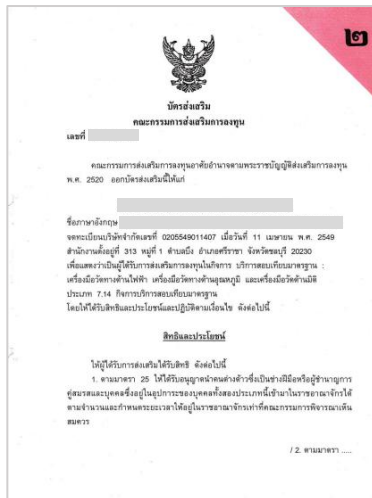
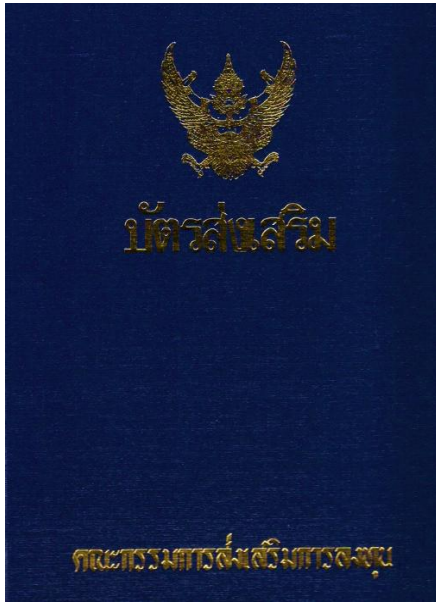
書面で回答  
(奨励証書発給書式  
+関連書類を総務部に提出)

オンラインで回答  
(e-Investment)  
※オンラインで申請した場合のみ

3回まで延長が可能  
(1回につき4ヶ月)

※**新会社**の登録資本金は、奨励証書の発給までに**登録資本の25%以上**を払い込み、操業開始期限までに全額払い込まなければならない

# 奨励証書 (Investment Promotion Certificate)



自社のBOI奨励証書にまず目を通す  
(BOIからはタイ語で発給されるため翻訳を準備)

- 要確認**
- 恩典
  - 機械の輸入期限日
  - 生産品目・年間生産量
  - 果たすべき義務（報告関連）

報告の期日管理（漏れがないか）  
ローカルスタッフに  
確認を徹底させる

ご清聴ありがとうございました

